

財 関 第 9 0 9 号
令和 4 年 12 月 16 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 諏訪園 健司

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年 3 月 1 日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和 5 年 1 月 1 日（ただし、下記第 5 の 1. については、同年 3 月 19 日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 関税定率法基本通達（昭和47年 3 月 1 日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 税関様式関係通達（昭和47年 3 月 1 日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

次に掲げる様式をこれに対応する別紙 3 に掲げる様式に改める。

税関様式 C 第 8100 号

税関様式 F 第 1040 号

税関様式 F 第 1050 号

第 4 永住出国者が携帯輸出する職業用具の認定について（昭和54年 4 月 18 日蔵関第367号）の一部を次のように改正する。

別紙４「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第５ 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年２月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

- １．別紙５－１「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- ２．別紙５－２「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。